全労金2016春季生活闘争ニュース・第30号

《合意速報No.11》

四国労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました!

四国労組は、3月29日、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求(金庫)				回 答(金庫)			
	正職員	準職員	臨時職員	再雇用 嘱託職員	正職員	準職員	臨時職員	再雇用 嘱託職員
安定雇用	-	ー (無期転換権は実現)		_	-	ー (無期転換権は実現)		_
基本賃金	定期昇給 の実施	月額5,000円 の引き上げ		—	定期昇給 の実施	月額1,000円 の引き上げ		_
一時金	4. 4	2. 9	2.9	_	4. 4	2. 9	2.9	_
退職金	1	— (制度あり)			I	ー (制度あり)		
雇用環境	(ジョブリター ン制度は協議 で解決)	—	—	—	I	-	_	_
ワークライフ バランス	(年休積立制)	ー 度あり利用目	的は協議)	—	_			_
単組独自要求	年次有給給休暇、結婚休暇 - 産前産後休暇、つわり休暇 を正職員と同様				-	要求どおり		

団体交渉において、金庫からは、「基本賃金については、月額 1,000円の引き上げの回答とした。その他の要求や申し入れについても、組合の要求どおりの回答とし、協議を進める課題についても確認した。事業運営を進めていく上では、課題やトラブルはつきものだが、課題に真摯に向き合い、中途半端にせずに解決して前に向いて進んでいかなければならない。労使がパートナーとなって働きやすい職場を作り、会員組織・労働組合に受け入れていただく、利用していただくための汗はしっかりとかいていきたいと考えているため、労働組合にも協力を願いたい。今回の春闘では、労働組合が情報収集を行い、その中で働く者が社会的な役割を発揮するための労働条件を精査・分析した上での要求であることを真摯に受け止め、回答を検討してきた。事業運営を進める側としてギリギリの回答だが、思いはひとつであるということを伝えていただき、事業運営を進めていくことについて、協力を願いたい」等の見解が表明されました。

土居闘争委員長は、「今春闘では、労働組合のすべての要求・申し入れに対して、真摯に向き合っていただき、公正な処遇の実現に向けて前向きな回答が示されたことについて、感謝する。労働組合は、臨時職員・準職員の処遇改善に重点をおいて、要求を組み立て、取り組みを進めてきた。これは、社会全体として『底上げ・底支え』に取り組まなければならないという考え方に基づくものである。諸休暇をはじめとした諸労働条件の改善や、新しい制度の構築に向けた議論をスタートできることは大変重要であり、少しでも早い段階で議論の到達点に向かうことが出来るよう、労使で協力していくことをお願いしたい。基本賃金の引き上げについては、要求した額には到達しなかったものの、引き上げに応じた金庫の考え方や思いを、組合員にきちんと伝え、次年度の事業計画に取り組んでいく中で、しっかりと役割を果たしていきたいと考えている。金庫を取り巻く環境は、想像以上の速さで厳しくなっていく中、労使が事業運営を進めていく上で、適度な緊張感と距離感を保ちながら、よきパートナーとして前進していくことを、改めて確認しあいたい」等を表明しました。

単組は、この間、「底上げ・底支え」「格差是正」「公正処遇の実現」を掲げ、全会一致で方針を確認し、金庫に労組の要求趣旨を理解させることを重要なポイントとした上で、個別要求について、①金庫より、諸休暇については労働組合の要求どおりの回答が示され、べての諸休暇が正職員と同様に改善されたこと、②基本賃金について、新人事・賃金制度で臨時職員・準職員の基本賃金テーブルを改善する予定であること、加えて、次年度以降の収益見通しを踏まえつつも、「基本賃金を 1,000円引上げる」との回答が示されたこと、等から合意を判断しました。

*合意単組:11単組(3月29日21時00分現在)

北海道・中央・中国・沖縄・静岡・長野・近畿・セントラル・新潟・北陸・四国

以上